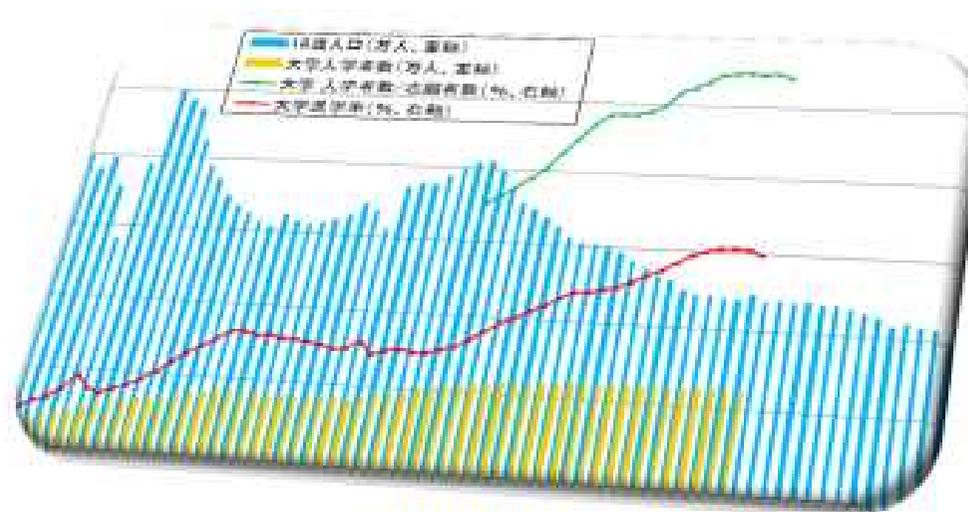


文部科学省私立大学等の振興に関する検討会議資料 (2016年6月14日)

私立大学への経営支援・経営困難な状況への課題と対応等

学校法人二松学舎 理事長 水戸英則





目次

1. 我が国における私立大学の役割

私立大学輩出の労働力は我が国国力の中間層を支える柱。またその「教育の多様性、重層性、グローバル性」を備えた人材の輩出は、日本社会の持つ文化、学術、国際性、地域性等多面的に労働力を充足、我が国国力を支える土台

2. 経営悪化の構造的要因、現行の支援体制・課題

経営悪化の構造的要因、学校法人の経営状況推移、私学事業団の経営判断指標と現行支援方策の課題、一般論、対応組織別

3. 今後の支援体制整備に向けた考慮すべきポイント

経営サーバランス体制の強化、学校法人会計基準の一部変更、資金手当て、対処方法の多様化、学籍管理のための機関設置、所要の法改正

4. 今後の支援体制具体化案

現行支援体制の強化案、新体制の構築案 各案のメリット、デメリット



1. 我が国における私立大学の役割

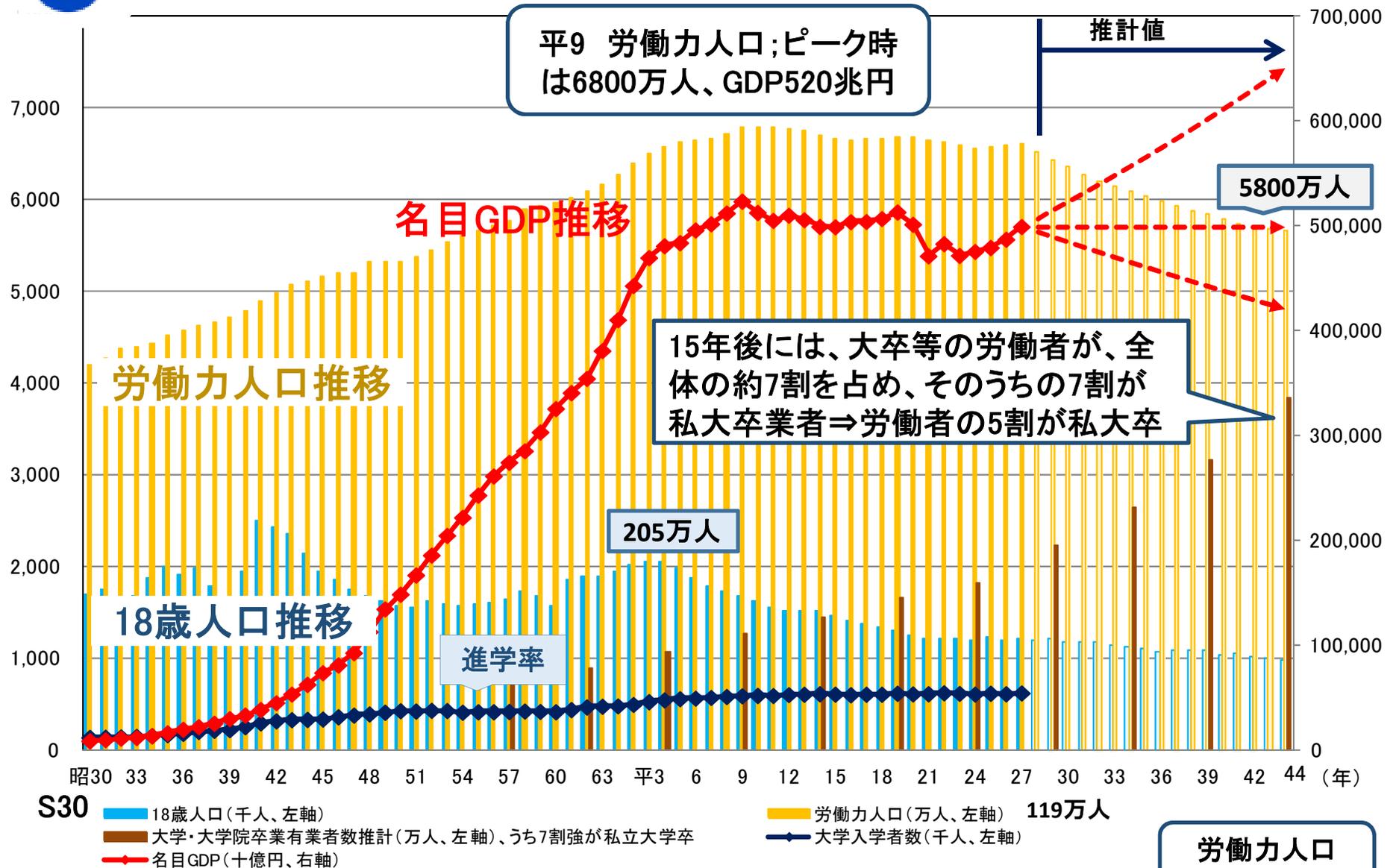


我が国における私立大学の役割

- ・小資源国家のわが国において“人材力”が国力の源泉。この人材力を量・質ともに引き上げることは、教育の最終段階を担う高等教育機関の責任であり、今後の国力を維持または引き上げるうえで不可欠
 - －私立大学は、当該人材の7割強を毎年輩出、少子高齢化が進む我が国の労働力を支える重要な柱。15年後、我が国労働力に占める大卒層は7割に上り、その7割が私大卒であり、結果的に総労働力の5割を占めるなど国力を支える主要な柱（図表1）、そのウエイトは今後さらに拡大。
- ・近年労働者の産業部門別分布は、情報業、サービス業へ大幅にシフト、企業等のグローバル化進展の中、就業人口動態がボータレス化等展開。こうした中、私立大学の「教育の多様性や重層性、グローバル性」を備えた人材の輩出は、我が国就業人口動態の変化に対応し、各分野に労働力を供給する役割は大
 - －私立大学の学部種類は約495学部（国立は同88）を超え多彩、全国に展開し、日本社会の文化、学術、芸術、地域性など諸分野に人材を供給、我が国を支える土台また近年の労働力のサービス業等へのシフトに対応し、こうした業種への労働力をも充足（図表2）
 - －私立大学は我が国へ留学してくる学生全体の8割を受け入れ、また海外への留学生派遣総数の7割を送りだすなどグローバル人材を育成・輩出（図表3）



図表1 我が国国力と労働力人口、うち大卒、私大卒労働力の推移と位置付け



S30

- 18歳人口(千人、左軸)
- 大学・大学院卒業有業者数推計(万人、左軸)、うち7割強が私立大学卒
- 名目GDP(十億円、右軸)
- 労働力人口(万人、左軸)
- 大学入学者数(千人、左軸)

注: 18歳人口及び大学入学者数は「学校基本調査」、労働力人口実績は「労働力調査」より、年平均ベース。

労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、就業者と失業者の合計。

将来の労働力人口は厚生労働省データを参考に予想し、大学・大学院卒業有業者は5年毎の「就業構造基本調査」を基に推計した。

出所: 文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「労働力調査」、「就業構造基本調査」、総務省統計局



図表2 産業別就業者の推移



情報業・サービス業: 通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、公務等

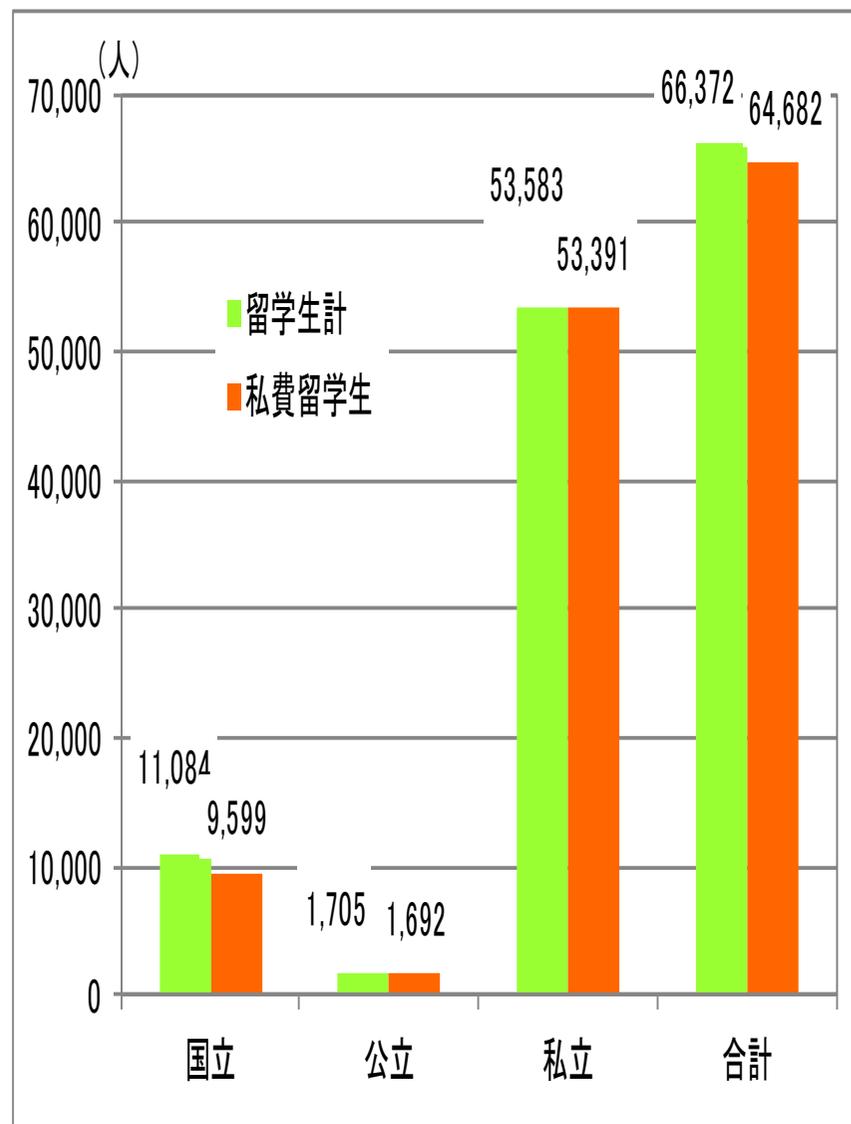
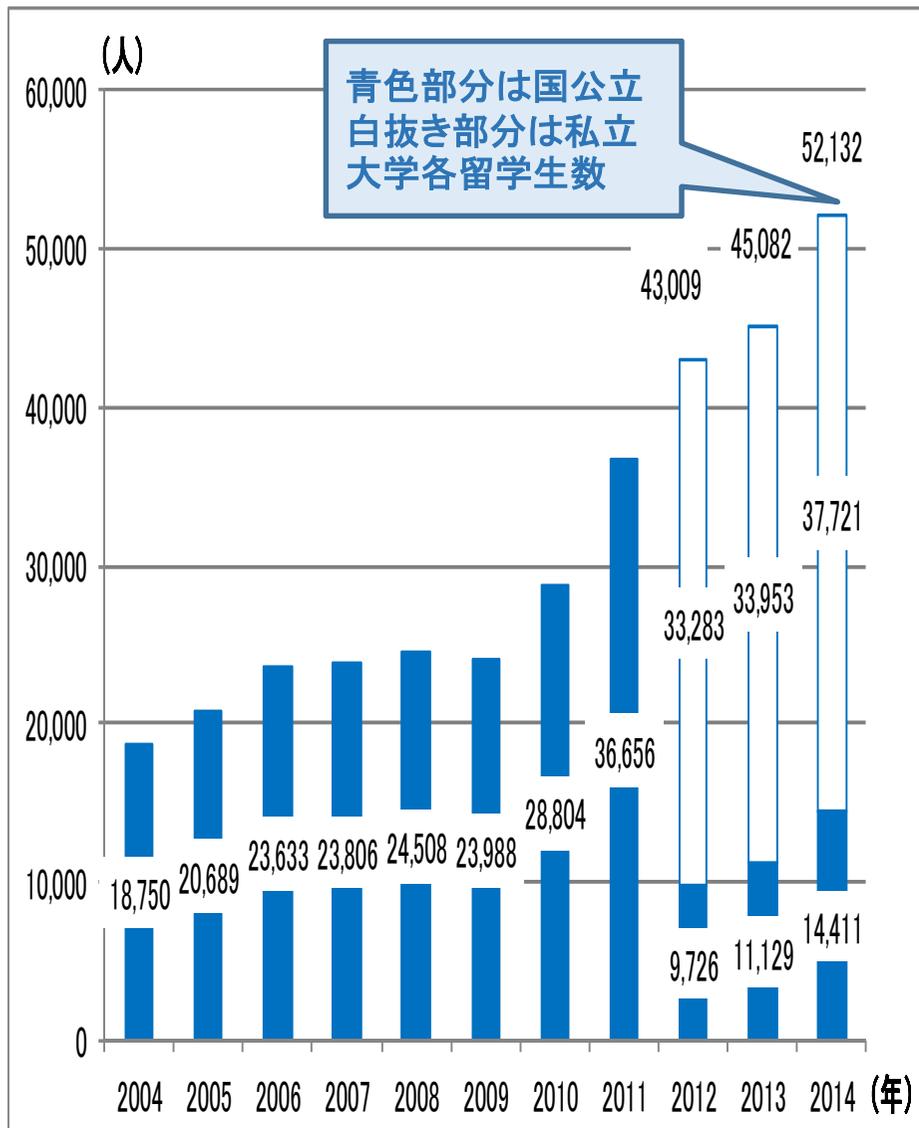
出典: リクルートワークス研究所



図表3 私立大学におけるグローバル教育の推進

日本人留学生数の7割は私大生

私大は海外留学生の8割を受入れ



資料; 日本学生支援機構 「協定等に基づく日本人学生留学状況調査」



私立大学の役割

以上から、私立大学輩出の労働力は、我が国国力を維持・引き上げるうえで不可欠であり、我が国労働力の就業動態が情報・サービス産業化し、グローバル化していく中で、この変化に応じ、教育の多様性と重層性を持つ私立大学輩出の労働力が日本社会の文化、学術、芸術、地域性など諸分野に人材を充足していく役割は多大なものがある。かかる観点から私立大学輩出の学生の量・質両面の輩出機能は今後とも維持していくことが必要。



2. 経営悪化の構造的要因、現行の支援体制およびその 課題について



私立大学経営悪化の構造的要因等

・すなわち、私立大学においては、

- ①国公私の設立に由来する公費負担の格差から、授業料格差、施設設備の設置者負担原則等財務面で大きな遜色があること。
- ②少子化が進展、①の要因もあり、地方所在の私大中心に定員未充足先が増加、財務悪化の進捗をみていること。
- ③知識基盤社会やグローバル化の進展から、アクティブラーニング、語学教育、ICTの導入、設備償却等関連コスト増から私大経常費が年々増加(同経費に占める経常補助比率は年々低下)していること。

などから、私学経営には構造的に財務悪化圧力が働き、現状、全学校法人の33%程度が事業活動収支差額比率がマイナスに陥り、11年前(同25%)と比較して悪化。また、同比率が、マイナス20%以上の先が、常時40~50先程度、同10%以上20%未満先も30~50先程度存在、その状態が続いている(図表5)

・今後も上記①から③の要因が好転しない限り、私立大学の財務について悪化圧力が働き、このままいけば、今後11年間で、同マイナス先は全私立大学の4割(同マイナス20%超先は2割)へと拡大していくおそれがある(図表5)



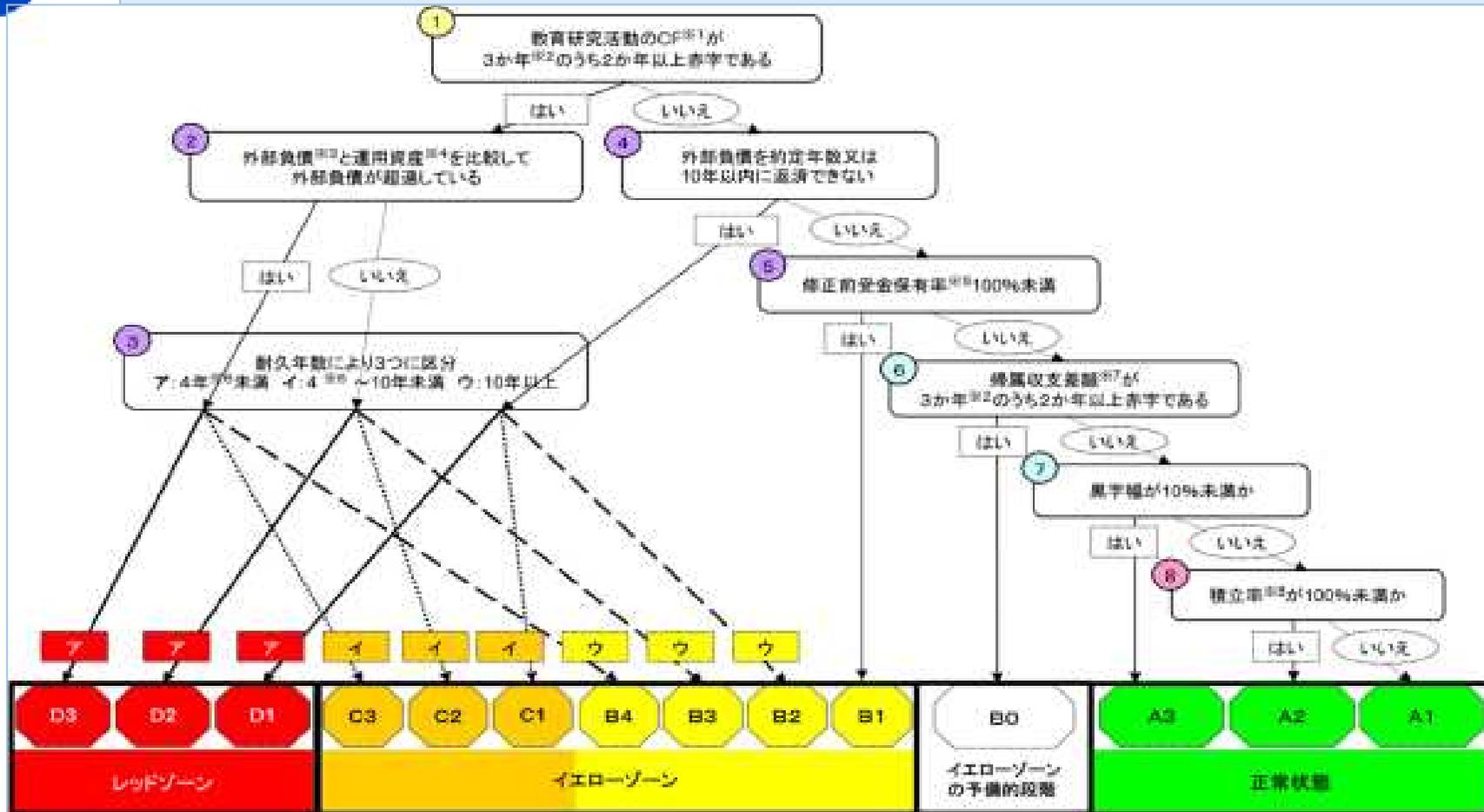
図表4 学校法人事業活動収支差額比率推移一覧(私学事業団 今日の私学財政)

平成 年度	大学 法人数	▲50.0 ~ ▲50.1	▲50.0 ~ ▲40.1	▲40.0 ~ ▲30.1	▲30.0 ~ ▲20.1	▲20.0 ~ ▲10.1	▲10.0 ~ ▲0.1	00 ~ 9.9	10.0 ~ 19.9	20.0 ~ 29.9	30.0 ~ 80.0以上
15	482	7 ←	6	4 54	15	22 →	66	164	143	42	13
16	495	7	3	6	14	31	62	183	151	30	8
17	504	9	2	3	11	43	70	186	129	34	17
18	516	9	4	5	12	29	108	194	120	23	12
19	527	13	7	4	15	37	106	201	102	20	22
20	531	28	5	21	15	52	114	195	78	14	9
21	536	11	11	10	24	49	110	206	84	23	8
22	532	←		54 →		48	101	223	86 ←		20 →
23	541	11	4	13	26	48	124	209	79	21	6
24	539	10	3	14	15	40	106	245	79	21	6
25	543	7	7	7	12	35	105	246	89	25	10
26	544	10 ←	3	12 82	15	42 →	96	232	95	24	15
37 (予測*)	544	←		104 (145) →		118 (138)	279 (247)	29 (11)		1	14 (3)

平成37年度予測の算出方法;①平成15年度大学法人数が同26年度と同数の544校と仮定、15年度の実分布割合により、同年度の収支差額比率分布毎の仮定の大学法人数を算出。②26年度の収支差額比率分布ごとの大学法人数から、上記①で算出された値を差し引いた数値が、11年間の収支差額比率分布ごとの増減となる。③上記②で算出された数値を、26年度の実数に加えて37年度の予測値とした。④()内の数字は、大学法人全体で最も収支の悪かった平成20年度と、平成15年度の分布ごとの大学法人の差を同26年度の実績に加え算出した最も悲観的な予測。⑤なお、平成37年度の法人数は同26年度と同数とした。



図表5 経営判断指標による経営状態の区分(私学事業団平成25年度版)

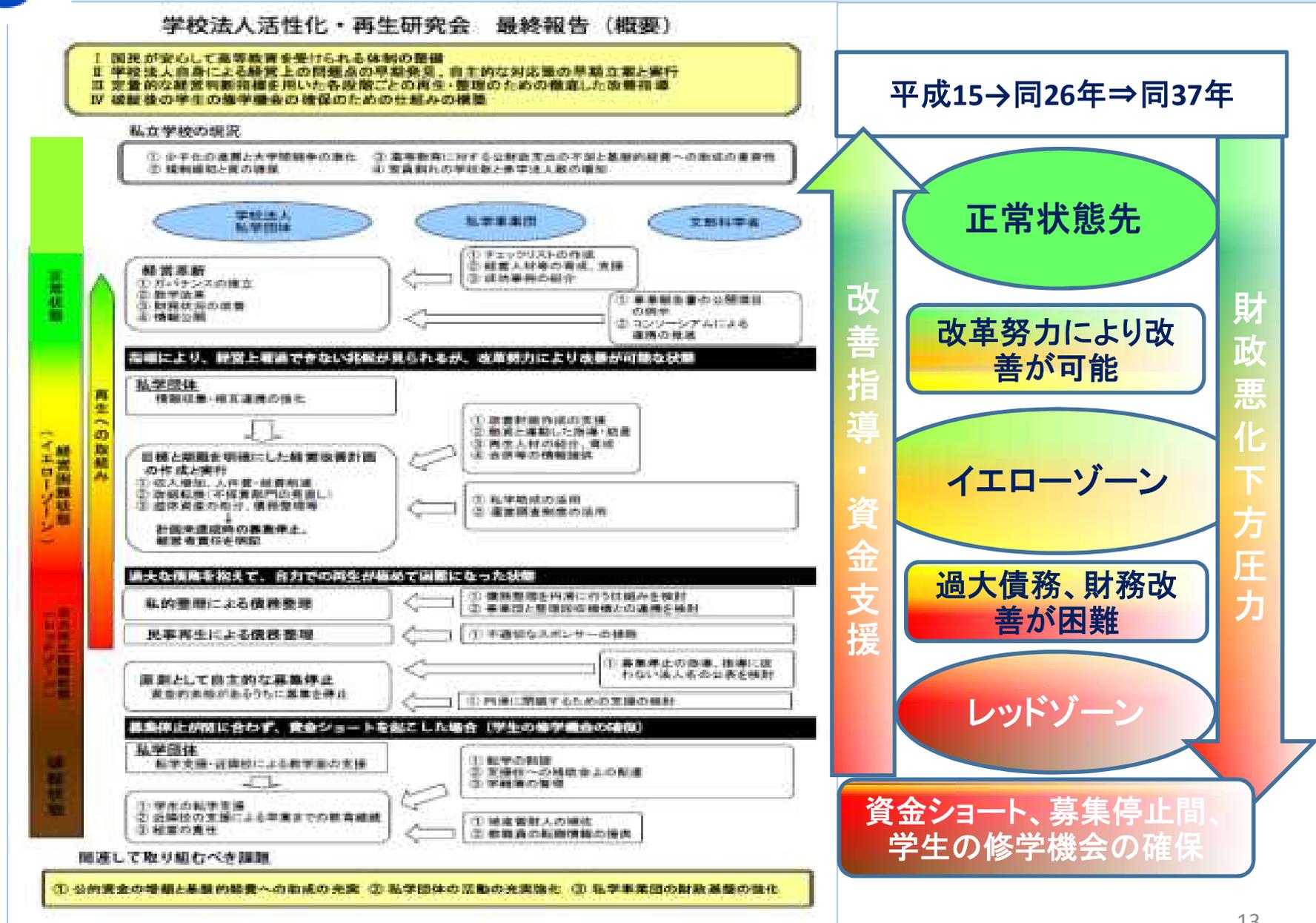


経営不安定先学校法人

※1: 教育研究活動のCF=教育研究活動CF収入(学納金収入+ 前受金収入- 前期末前受金+ 手数料収入+ 一般寄付金収入+ 補助金収入(施設除く)+ 資産運用収入+ 事業収入+ 雑収入)- 教育研究活動CF支出(人件費支出 + 教研費支出+ 管理経費支出+ 借入金等利息支出)、※2: 3か年とは、一昨年度、昨年度の決算実績及び今年度決算見込みの3か年を指す、※3: 運用資産=現金預金+有価証券+ 特定預金(資産)、※4: 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金、※5: 修正前安全保有率=運用資産÷前受金 ※6: 原則として修業年限を基準に設定する。例えば、大学法人の場合は「4年」、短期大学法人の場合は「2年」となる、※7: 帰属収支差額=帰属収入-消費支出、※8: 積立率 = 運用資産÷要積立額(減価償却累計額+退職給与引当金+2号基本金+3号基本金)



図表6 現行支援方策の概要(私学事業団 学校法人活性化・再生研究会最終報告)





現行支援方策の課題：一般論

かかる状況下、経営不安定先学校法人への支援体制の課題は以下のとおり

1. 予防措置の早期対応が出来ず、経営改善への指導が遅延するおそれ

⇒ 私学事業団の経営相談機能は、学校法人側からのアプローチがあって機能

⇒ アプローチがあっても、踏み込んだ経営状況は現行制度では把握不可

⇒ 私学部は悪化先を踏み込んで指導。唯、イエローゾーンの悪化先指導まではなかなか手が回らない窮み。また虚偽申告は把握困難

⇒ 経営状況の最悪期まで状況の把握困難(踏み込んだ検査権は現状なし)

2. 危機的状況の救済策について、選択肢が限定

⇒ 26年4月の私学法改正により自主的な改善が見込めない先への立入り検査権が認められたが、それに至るまでの自主的再建のための経営指導に限界

⇒ 現実的には解散・破綻直前にしか立ち入ることが難しいのではないか。

3. 現在の「認証評価制度」は、「教育・研究の質保証」が第一義

⇒ 財務的基盤に係る検証は弱い



現行支援方策の課題: 対応組織別(縦串)

I. 私学部は、学校法人運営調査結果や私学事業団の経営分析結果等から経営状況が悪化傾向にある法人については事業団等との連携により踏み込んで指導・助言

— 単発の事案については対応可能だが、今後複数事案が同時期に多数発生するような局面を迎えた場合、支援事業の全体管理と指導には限界がないか

— 経営悪化の歯止め及び複数事案が多数発生する場合に備え、中期的な経営改善方向への誘導には相応の対応・体制が必要。また早期撤退のインセンティブの付与は現状不可(経営撤退の客観的な指標【注1】を作成、撤退【注2】懲憑)

【注1】量・質両面の基準設定。量は資産負債超過状況等ストック面と教育研究活動資金収支等フロー面の基準を設定。質基準は、点数化した経営チェックリストを利用。両者の組み合わせで策定(次ページ参考15,16参照)。ストックは時価ベースが妥当

【注2】経営陣の撤退を意味し、教職員も含め学部、学科は、最大限他大学への融合を企図

— 学校法人の財務状況は一手に把握。財政悪化先の状態についても経営指標分析などにて把握。しかし、いずれも申告ベースの把握、虚偽申告は把握困難。



「量的基準」と「質的基準」の組み合わせ(マトリックス)

(1) 量的基準・・・ストックとフローの2基準を基本

- ①(時価ベースの)資産・負債比率(債務超過状態の確認)がY%(もしくはB%)未満の先を介入先とする。または、資産比超過している負債を償還するための年数により(4年未満、5年未満)各先を介入先とするなど。→ 時価は簡便法でもよい。路線価等で不動産時価を算出。

[不動産価格の時価ベース金額算出例]

・土地価格: <近接する路線価> × 0.7 (融機関検査の際の担保計算基準値)。
・建物価格: <建設費用> × (1 - <当時の地価からの下落率>) × 0.7
・有価証券: 上場分: 時価、非上場分: 額面 × 0.7 (反論の場合公認会計士の鑑定が必要)

- ② 教育活動資金収支差額が2年連続で赤字先。

(2) 質的基準

- ①大学経営全般に関する「点数化したチェックリスト」を策定。
⇒「チェックリスト」は学校法人運営調査、私学事業団等作成の「自己診断チェックリスト」、各認証評価機関利用の評価の手引きチェックリストを参考に作成を想定。
- ②各大学に同チェックリストを元に任意にチェック依頼、公認会計士認証後、提出させ内容吟味。
- ③チェックリストの「点数」が一定以下の大学を介入先とする。
⇒策定したチェックリストを元に私立大学(任意)の分布状況を把握の上、介入基準を定める。
- ④学校法人運営調査にて、チェックリストを事前に送付、その内容を運営調査で調査。
- ⑤運営委員会[仮称]で審議し、介入先を決定、当該先へ実査に入る形。



参考 経営撤退基準の一案凡例

量的基準 学校法人の早期是正措置

	収容定員 8,000人以上	収容定員 8,000人未満	早期是正措置の内容
資産 負債 比率	X%未満	A%未満	経営改善計画の作成及び実施命令
	Y%未満	B%未満	収支改善計画の策定、総資産の増加抑制・圧縮、（認可案件の）新学部・新学科の設置禁止、既存学部の縮小、役員賞与等の抑制、禁止等の命令、外部理事の受入、他学校法人との合併勧告、その他
	Z%未満	C%未満	学生募集の一部又は全部の停止命令

量的基準と質的基準の組み合わせ

	量的基準 資産・負債比率がX, A%以上等かつ 教育活動資金収支差額が黒字先	質的基準 資産・負債比率がY, B%未満等かつ 教育活動資金収支差額が2年以上赤字先
チェックリストの「点数」が一定以上である	○ (介入しない)	△ (場合によって介入)
チェックリストの「点数」が一定未満である	△ (場合によって介入)	× (必ず介入)



現行支援方策の課題

Ⅱ. 日本私立学校振興・共済事業団では、「私学経営情報センター 経営支援室」の業務として、経営相談を実施。

- 事業団法第一条に設立趣旨が「私学の教育の充実と経営の安定を図るため、私学教育の援助に必要な業務を総合的に行うこと」にあり、「経営を監督する」立場にはないこと⇒同法に「経営を監督する」との文言を加えることが必要
- 上記のことから、学校法人側からの「自主的な相談」がなければ助言等を行うことが不可(事業団法23条5項に関係者の依頼に応じ・指導)
- 相手先の希望なしに踏み込んだ改善指導等は現状不可

(事業団の経営相談とその内容 事業団HPから引用)

①学園を訪問し、経営改革のキーマンとなる役員・教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります。②学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをいたします。③必要に応じて事業団の人材バンクに登録している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します。④経営困難な状態にある法人から優先的に実施します。⑤1回だけの実施ではなく、改革の進捗状況を継続的にモニタリングし、適時適切な助言等を行います。



現行支援方策の課題

Ⅲ. 各認証評価機関による評価作業は、主に教育・研究の質担保の評価が中心、正確な財務状況把握は困難。

—「日本高等教育評価機構」では、恒常的に定員充足率の低い先については、財務に詳しい評価員を充てるに留まっている。(長期間定員充足率が低く、財務状況の悪化が進んでいる先は保留扱いで3年後に再評価する扱い)

—「大学基準協会」では、大学財務評価分科会で評価指針を定め、評価先の財務状況を5年間(資産・債務超過比率は6年間)の経年変化をウォッチ。

(但し、財務悪化に関する評価は、これが教育の質の悪化に繋がる場合にのみ言及、経営改善への助言等はしていない)

Ⅳ. 私立大学協会は、加盟校の自主性を重視。客観的財務状況の自主的判断指標「財務状況分析表」の公開に加え経営相談室を設置。経営相談案件は私学事業団の経営情報センターに取り次ぐケースが多い。

今後10～15年間で見た場合、経営不安定先が更に増え、H学園(群馬県)類似事例が続出する懸念もある⇒その場合、どう対応するか



3. 今後の支援体制整備に向けた考慮すべきポイント



今後の支援方策・体制について

◆現行支援体制の課題改善のための具体的な事項は次の5案

(1) 現行体制の強化等による場合

- ①私学部および学校法人運営調査制度の体制の充実・強化
- ②私学事業団の財政基盤の充実と「経営監督・改善チーム」を新設
- ③各認証評価機関の体制に、現状の教育研究の質評価チームに加え「経営改善指導チーム」を新設
- ④私学団体の自主性に訴えた体制整備と経営支援活動の充実・強化
- ⑤上記①～④の連携を出来るところから各々充実・強化

(2) 新体制の構築による場合

- ①官民出資による「新機構」を設置
 - ⇒金融システム混乱期の「金融庁」の創設・「預金保険機構」の拡充を想定
 - ⇒いずれにしても、大がかりな仕事となる。



今後の支援体制整備に向けた考慮すべきポイント(横串)

◆ 体制整備のため官・協会等が横断的に考慮すべきポイント

① 経営サーベイランス体制の強化

－現状の関連部署の体制の充実・強化、一部法改正等

② 学校法人会計基準の一部変更

－経営不安定先への時価会計の適用

－同先への決算承認制度の導入

③ 救済資金手当ての方法

－公的資金の増額、基盤的経費への助成の充実、オール私学による拠出等

④ 私的法的整理等対処方法の検証、合併等仲介業務の多様化

－私学活性化委員会作成の処理方法の検証、学校法人版再生法の検討等

⑤ 学籍管理制度の構築

⑥ 関連法改正等



今後の支援体制整備に向けた考慮すべきポイント

[経営サーベイランス体制の強化]

1. 制度の目的 ⇒ 1先ず自主性を喚起、2に実態把握、3に是正

2. 制度の充実

・体制の充実 ⇒ 経営内容を調査する組織・チームが必要。

・要員の養成 ⇒ ノウハウ・人員不足なら外部人材(公認会計士、金融庁・日銀の検査経験者等)の投入を検討。

・手法の検討 ⇒ 調査結果は「横串」を通して正確に把握できることが重要
⇒ チェックリストの策定(学校法人運営調査や私学事業団等のチェックリスト応用)

⇒ まず、学校法人に自己チェックさせ、再度調査チームがチェック。(大学自体の自己チェック能力の向上も重要な課題)

・調査忌避、調査資料改竄への対応。



今後の支援体制整備に向けた考慮すべきポイント

[経営サーベイランス体制の強化]

3. サーベイランス主体をどうするかの問題

⇒経営内容不安定先は大部分が小規模私立大学

⇒悪化先の経営改善指導を中・長期的に継続的に実施できる体制の構築が必要

またイエローゾーンの改善方策を検討の要(参考次ページ参照)

4. モニタリング制度の充実

・現行の認証評価制度は、7年という長いインターバル

・1～2年毎に問題大学経営状況をモニタリングする制度・体制の構築が必要か

・米国認定基準協会(Accrediting Agency)の加盟支部の一部は加盟大学閉校の場合の学生保護のためのガイドライン(参考P26参照)設定の事例もある。

5. 是正措置

・経営撤退のための量・質面の公式な指標(既述)を作成・行使。

・メニューを多様化。

・行政訴訟対応にも留意。



参考

経営不安定先(イエローゾーン)の経営改善のための手法、指導人材育成に向けた対応策例

1. 趣旨

- ・経営判断指標でイエローゾーンに該当する学校法人に対して、自助努力による経営改革を促進させるための手法を例示する。

2. 具体例

(1) シンポジウム、パネルディスカッション等の開催による注意喚起

- ・経営判断指標で「イエローゾーン」に該当する学校法人を対象に、「シンポジウム」、若しくは「パネルディスカッション」を文科省、若しくは私学事業団主催で開催する。

※財務的に優良な大学法人(グリーンゾーン)と危機的な大学法人(レッドゾーン)は参加対象校から除外し、イエローゾーンに該当する大学法人に対して、問題意識の喚起をさせる。任意としながらも、最終的には皆参加とする工夫をする(補助金等で調整を講じるなど)。

(2) 先進的経営改革事例の周知

- ・平成23年度、平成24年度に募集が行われた「未来経営戦略推進経費(経営基盤強化に貢献する先進的な取組み)」の採択事例を冊子化して対象校に配布する。

※現状、私学事業団のHPで各年度の採択事例を閲覧することが可能だが、冊子化して、(1)の参考資料等として配布する。

(3) 私学事業団と私学団体との連携による「経営相談チーム」の発足

- ・私立大学協会等の協力を仰ぎ、全国を北海道・東北・関東・上信越・東海・近畿・四国・中国・九州沖縄などのブロックに分け、各ブロックの財務的に優れた大学法人から役員・職員をリストアップし、非常勤で私学事業団の私学経営情報センターに登録、事業団の内部に「経営相談チーム」を組織し、経営改善のための中長期の策定(注別添参照)など定期的に経営改善のための指導等を行う。

(4) 経常費補助金、私立大学等改革総合支援事業の共通設問の追加

- ・経常費補助金及び競争的補助金である「私立大学等改革総合支援事業」の各タイプ共通の設問として、「財務情報の公開」に係る設問だけでなく、①「経営基盤強化のための意見聴取を、SDの一環として定期的実施している」、②「経営基盤強化のため、第三者から定期的に経営改革に係る意見を聴取している」などの設問を新設し、各学校法人が自発的に経営改革を実施するよう促す。

(5) 経営改善を達成した学校法人への財政的「メリット」付与

- ・自助努力により経営改善を達成したと認められる(改善指標を策定)学校法人に対する補助金額の拡充等による「財政的メリット」を与える。※私立大学等経営強化集中支援事業等の補助金額を増額するなど。



参考 New England Association of Colleges and Schools(注)
の加盟大学閉校の場合の学生保護のためのガイドライン

加盟教育機関が閉校を余儀なくされた場合のガイドライン(When an Educational Institution Must Close – Guidelines)

- **第一に、閉鎖大学は学生のために必要に応じて、他大学との交渉や学業記録の郵送などの措置をとらなければならない。また、学業成績等の記録は公的機関など適切な記録保持機関に送付した上で、学生にはその機関名や記録の入手方法を通知しなければならない。**
- **第二に、閉鎖大学の学生が学位取得に必要な単位数の75%以上を取得している場合は、必要単位を他大学から修得し、学位はその閉鎖大学から授与される措置を講じておくべきである。そのため、閉鎖大学は廃校後も存続する法的措置がとられるべきである。**

(注) アメリカ東部地域の大学等の基準認定を担当するニュー イングランド大学・学校基準認定協会 ([New England Association of Colleges and Schools](#))

(出典) 私立大学における倒産処理策構築のための政策研究 岩崎保道著



今後の支援体制整備に向けた考慮すべきポイント

[一部時価会計の実施]

1. 事業団経営判断指標のレッドゾーン、イエローゾーンの一部先(経営不安定先)には部分的に時価会計を導入
 - ・まずは実態把握が重要
 - ⇒ どのくらいの損失がでているか? 解散時においては簿価ではなく時価
 - ⇒ とくにバブル崩壊前10年間(1980~93)に設立した法人
2. 新たに導入する「学校法人に対する決算承認制度」(仮称)との組み合わせ
 - ① 学校法人自身が含み損を算定した時価ベースでの報告書提出を義務付け
 - ② 提出前に公認会計士によるチェックを義務付け
 - ⇒ 調査チーム自身が算定することも考えられるが、学校法人から、仮に行政訴訟を提起されたときに問題となるおそれ
 - ③ 提出された決算書を中央でチェック ⇒ 承認。
 - ④ 承認されない場合は、再作成・再提出を義務付け
 - ⇒ 財務面でのグリップ強化



今後の支援体制整備に向けた考慮すべきポイント

[救済資金手当て]

1. 「私立大学等経営強化集中支援事業」の補助金額を増額して対応

- ・平成27年度開始の1件当たり補助金額を増額対応。

- ⇒ 定員50%超が対象先、危機的状況の学校法人は救済不可

- ⇒ 同50%未満先(20先前後)について新たな補助金供与の実施の必要性

- ⇒ 供与後、真の経営改善に繋がっていくかチェック体制が必要(税金投入批判回避のため!?)。

2. 経営不安定先大学法人に対する新たに資金供給制度を検討

- ・学校法人が独自に資金援助先を探す場合、コントロールが効かない恐れ

- ・私学事業団や運営調査結果把握の経営不安定化先情報との連携で実施

- ①私学事業団の融資制度に不安定先に対する貸出制度を創設。

- ⇒ 回収方法や資金の有効利用等の監督体制の新設を要検討。

- ②公的機関からの直接資金供給制度を新設、経営権を掌握(理事等の派遣)



今後の支援体制整備に向けたポイント

[救済資金手当て]

3. 基金等の創設

- ・各大学法人からの徴収金、例えば第4号基本金の一定割合等を「基金」化

⇒大学経理基準の一部変更が必要

⇒公的資金(税等)の利用には、慎重であるべきだが....

- －金融危機時に世論が反発。大学の立直しについての世論はどうか？！

- －旧経営陣の責任追及論に発展。

4. 「オール私学」による支援制度を新設し、資金手当てを行う。

- ・私大協会、私大連盟の加盟校が自主的に資金拠出(注)、新たな支援体制の構築

⇒規模の利益を小規模私立大学救済のために均霑!?

(注)私立大学法人全体では、自己資金平成25年度21兆5千億円(うち現金可能資金は9.4兆円、使途フ

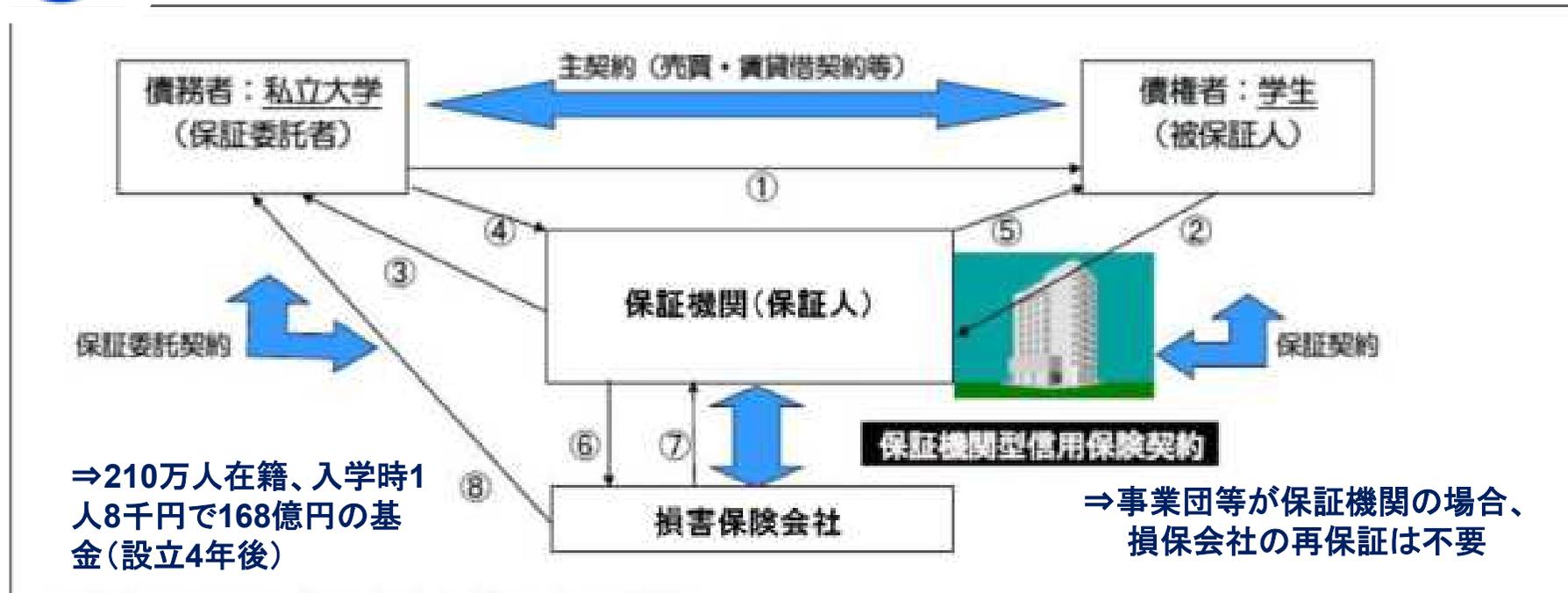
- －の資金は約6兆円)超⇒大半の優良私立大学から反対の声が挙がる可能性大

- ・私立大学協会・連盟ベースで協会を保証機関とする学生就学皆保険制度(仮称)を

創設、剰余金を資金手当てとして活用(次ページ図参考参照)



参考 保証機関型信用保険イメージ図



フェーズ	整理	ポイント
① 主契約(売買・賃貸借契約等)における債務不履行の発生	私立大学の倒産等により、 主契約 における私立大学の 債務 を履行できない事態が発生	① 主契約の整理 ② 債券・債務の整理
② 債権者から保証機関への保証履行請求	私立大学より保証委託を受ける「保証機関(保証人)」が、学生に対し、一定条件で保証を履行	「保証機関(保証人)」にて保証制度の構築が必要 その際に、保証額の検討も必要
③ 保証機関から債務者(保証委託者)に対して求償		
④ 保証機関に対する求償債務の不履行		
⑤ 保証機関による債権者に対する保証債務の履行	当該履行保証にて保険契約者＝「保証機関(保証人)」が被った損害について、損害保険会社が保険契約者に一定割合で保険金を支払い。	損害保険会社は、保険金支払いをもって、対象の損害にかかる求償債権を取得(逆に言えば、求償債権が存在する必要がある?)
⑥ 保証機関から損害保険会社への保険金請求、および保証機関が保証委託者に対して有する権利を損害保険会社へ譲渡		
⑦ 損害保険会社から保証機関への保険金支払い		
⑧ 損害保険会社から債務者(保証委託者)への求償		



今後の支援体制整備に向けたポイント

[対処方法の多様化]

1. 学校法人の私的、法的整理における実効性の検証

- ・「私立学校の経営革新と経営困難への対応－最終報告－」(H19年)にも学校法人の私的整理と法的整理の手順、問題点が記載され、その後実際に学校法人の救済合併や解散の事例が発生してきた経緯
- ・例えばH学園(群馬県)のケーススタディを通じて、上記最終報告取り纏め時に想定したシナリオが機能したか検証する必要。

⇒ 上記研究会検討時には、公認会計士、弁護士出身の委員が参加していたが、司法判断を下す「裁判官」出身の委員は不参加。破綻の際は裁判所が主役。

※裁判所との調整

- ・破綻の際の「主役」は裁判所(再生手続、破産手続)。
 - ⇒ 処理手順の素案が固まったところで、裁判所(東京地裁20部)と「勉強会」等を開催し、手法の検討・調整を行っておくことがベター。
- ・なお、裁判管轄についても東京等に集中させることも検討。
 - ⇒ 地方裁判所には専門性の高い学校法人の処理をこなせる裁判官がいない恐れ(金融機関の場合、東京地裁と大阪地裁に裁判管轄を特定)。



今後の支援体制整備に向けたポイント

[対処方法の多様化]

2. 合併に加え当局等による事業譲渡的な継承方法の検討

- ・破産型よりも「事業譲渡的な継承方法」の方が、社会的インパクトが小さい。
- ・地域毎に分割して事業譲渡できるなどのメリットもある。

⇒現状は専門の仲介業者が実施。監督官庁のガイドラインなしの状況で行われており、業法も含め何らかの当局の指針作りが必要

- ・処理・継承形態別の比較表(次ページ参考参照)
- ・学校法人の特殊性に配慮した対処方法を新たに検討する必要

事業譲渡:学校法人内の個々の学校だけを譲渡する場合、設置者が変わるので、設置者変更の認可が必要。別法人に事業を譲渡し、旧法人は、解散するか、事業を縮小して続行。財産、契約関係、債権債務、労働契約等を個別に移転し、個別に対抗力を取得する必要があり、実務処理は煩雑となる。また、同時に利害関係人(事業団や銀行等)は、回収可能性の観点から、事業の対価が重要となり、純資産価値に、暖簾が加わったものが基準。

- ・事業譲渡の仲介業者は多数存在、同業務にライセンスは不要で、現状監督官庁によるガイドラインが用意されておらず、一社の仲介業者が渡手と受手の双方代理をするなど利益相反行為を行うといった状態も想定される。



参考 破綻・事業継承・清算処理 学校法人、金融機関、米国私立大学比較

	金融機関の場合	学校法人の場合	米国私立大学の場合
破綻させない	①合併 ②資本注入 ⇒ りそな銀行等 ⇒ 経営権確保のため3分2の株式を国が保有	①合併(私学法52~57条)。(新設・吸収) ②現状はなし	①合併(Mergers)・・・州政府の一般規定 -これまで100校以上 ②当局や連邦政府からの資金供給はなし
事業継続型破綻	資金援助方式 ⇒ 事業継続型 ⇒ 再生法を適用	事業譲渡: 専門の仲介業者、統一された処理方法はなし。 戦略的M&A 救済的M&A 民事再生	①再建Reorganization ・・Bankruptcy Code・Chapter11 ②所有権の移譲 (transfer of program ownership)
清算型破綻	保険金支払(ペイオフ) ⇒ 破産法を適用	破産、解散(私学法50~51条)	①清算(Liquidation) ・・Bankruptcy Code Chapter7 ②閉校(Closing)

(注) 米国私立大学の事例は「再建手法と破産処理についての研究」岩崎保道著から抜粋



今後の支援体制整備に向けたポイント

[学籍管理のための公的機関設置]

1. 学籍管理のための公的機関新設の必要性

- ・学校法人が破綻した場合、在学生の学籍に関しては支援先学校法人が承継することが考えられるが、過去の卒業生に係る学籍簿管理まで、承継されるとは限らない。
- ・今後の国公立大学法人の融合合併が生じた場合に備え、国公私の別なく、過去の卒業生に係る学籍管理体制の構築が必要か
 - ⇒「マイナンバー制度」の普及と活用が進展すれば、従来より容易に体制整備が可能か
 - ⇒ 当然だが、守秘義務が生じる形での構築が必要

2. 認証評価機関や私学協会等が大学破たん時の学生保護のためのガイドラインを設け対応することも一考

- ・米国の場合、大学間協定や認証評価機関が学生管理について事前に協定を締結させ、対応している事例(参考前掲参照)もある。



4. 今後の支援体制具体化案



今後の支援体制具体化案(縦・横串を勘案)

I. 現行体制を強化した場合の具体化案

1. 文部科学省私学部及び学校法人運営調査等の体制充実

- ①現在の組織を権限、人員数の面で充実させ、私学経営支援企画室内に査察・監督チーム(実行部隊)を常駐させる。
- ②学校法人運営調査体制の陣容・権限(早期撤退インセンティブの行使。量・質的基準作成、既述)の強化も併せて実施
- ③資金供与、合併等仲介業務も実施。必要に応じて法改正

2. 日本私立学校振興・共済事業団の私学経営情報センター機能の強化

- ①私学経営情報センター内に、現行の「経営支援室」(コンサルティング部隊)とは別に、立ち入り調査権限を持つ「経営監視・監督室」(査察部隊)を設置
- ②経営安定化資金貸出制度等の新設(事業団の財政基盤の強化の要)
- ③合併・事業譲渡等の仲介業務等の実施
- ④一部法改正が必要

3. 認証評価システムの見直し

- ①現行の認証評価システムを見直し、「教育の質保証」に加えて「財務の健全性・経営改善」に対する評価を専門に実施可能の形で改編
- ②各認証評価機関に、現行の財務面での評価基準をさらに厳格化する形で評価基準を改正させ、経営改善等確実に実施可能の体制整備を求める。



今後の支援体制具体化案

4. 私学団体の体制の充実・強化。

- ① オール私学の自主的な形で対応、私立大学が主体となり、私学団体、私学事業団等関連先と共に、経営安定、学生保護等のリスク・マネジメントのための総括的な支援連携体勢を形成
- ② 加盟私学から資金拠出を願い支援資金をプール。
- ③ 私立大学協会・連盟が保証機関となる学生加入保険制度(仮称前掲参考参照)を立ち上げ、剰余金を支援資金として活用。

1. 官民出資による「新機構」の設置

(私学事業団に以下の機能を付加することも一案)

- ① 各大学法人からの出資金、及び予算を投入して、強力な権限を持つ「新機構」を設置する。
- ② 経営不安定先への直接資金供給(寄附)と理事長等役員の派遣を通じて、他大学法人との合併や自力再生等のソフトランディングに導く。
- ③ 国公立大学の学籍管理機能を持たせる。



今後の支援体制具体化案 メリット&デメリット比較

	メリット	デメリット	○△×
私学部及び法人運営調査体制強化案	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度や人材・ノウハウの活用等堅固な体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国による管理体制強化と捉えられ反発も予想。 ・新規業務等法改正必要？ ・税金投入批判が起こるおそれ。 	
事業団・私学経営情報センター強化案	<ul style="list-style-type: none"> ・既存情報の活用、陣容の利用が可能。 ・現状のコンサルティング業務に加え、資金貸出、合併、事業譲渡等新事業拡張可能性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営指導・監督、同安定化資金貸出等行うため財政基盤強化の要—税金投入批判？！ ・事業団関連法改正が必要。 	
認証評価機関強化案	<ul style="list-style-type: none"> ・既存評価システムを活用することが可能。 ・学籍管理等加盟大学間で義務付けの調整は可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・研究の質の担保評価の他、財務評価、経営改善業務のための陣容の強化は、現状の要員・予算では無理。 	
私学団体体制整備案	<ul style="list-style-type: none"> ・オール私学と事業団等関連先との連携における救済体制 ・学生皆保険制度は有益 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金拠出に優良私学から反対 	
新機構設置案	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロからの構築であり必要な機能を全て盛り込み可能。 ・私学側からも基金拠出を行うことで国民的理解を得やすい ・私学事業団へ設置も一案 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置までの合意形成、法整備に時間が掛かる。 	